

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

休憩時等の喫煙について

タクシー運転者の喫煙について苦情が相次いで入っています。

今回、指摘があったのは、**上京区の荒神橋東詰めの公衆トイレ付近や加茂街道紫明**での休憩中に路上で喫煙するタクシー運転者が後を絶たないというものです。特に前者は京都府が管理する敷地内で喫煙していることから、府庁からの注意喚起となったものです。

タバコは個人の嗜好品ですが、喫煙場所は非常に限られます。路上は京都市の**路上喫煙防止条例**で禁止されていますし、**健康増進法で公共施設や公園内・公共交通機関で喫煙は禁止**されていますので、**タクシーのりばやタクシー車内**も当然禁煙です。

その結果、喫煙できるのは灰皿などの設備がある場所のみとなりますが、岡崎公園グラウンドなどは多数のタクシーが駐車することから、規制が強化となりました。

喫煙は許可されている場所のみでお願いします。また、喫煙可能場所であっても、付近に迷惑をかけないように十分に注意していただくよう強くお願いします

以上

